熊本家庭裁判所委員会（第３２回）議事概要

第１　開催日時等

１　日時

平成３０年１０月２６日（金）午後１時３０分～午後３時１５分

２　場所

熊本家庭裁判所第１会議室

３　出席者

（委員）

今吉光弘，北村直登，杉水沙奈映，永松俊雄，松本美季，横田周三，横山千尋，大泉一夫，井上博喜

（事務局等）

事務局長，首席家庭裁判所調査官，首席書記官，次席家庭裁判所調査官，次席書記官，主任書記官，総務課長，総務課課長補佐，総務課文書係長

４　意見交換テーマ

成年後見制度の利用促進について

第２　議事概要【発議者の略記　◎：委員長，○：委員，◇：事務局等】

１　開会

２　新任委員のあいさつ

３　議事

⑴　成年後見制度について

⑵　成年後見制度の利用促進について

⑶　利用促進に関する当庁の取組について

⑷　各専門職団体の取組の現状について

ア　弁護士会

イ　公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート熊本支部

ウ　一般社団法人熊本県社会福祉士会

4　意見交換

○　制度の普及が大切だと感じた。

○　成年後見制度を利用し，それまで支えてきた親族が後見人になったとしても，裁判所から様々な監督を受けることで，かえって動きづらくなるのではないかと言われることもあるが，後見人は包括的な代理権を有しており，その行為が本人の意思に合致し，本人の利益に適うものであるならば，後見人の活動等が特段制限を受けるものではない。財産の種類，金額の多寡によって制度の利用に関係はないが，多額の財産があり，財産管理等の負担が大きくなるときは，専門家のサポートを受けた方が本人の利益となるケースも多いのではないかと思われる。後見人の報酬については，事案ごとに異なるが，一般的には現金等の流動財産の額により段階的に増額となるものの，単独で弁護士等に委任するより安価である。

○　社会福祉士等が本人等から後見の申立てについて相談を受けた際は，まずは地域包括支援センターへの相談，それから民生委員，ケアマネージャー等の身近な人への相談を薦めている。

○　成年後見制度の利用促進のために設置を進めている中核機関とは，市町村の直轄により，または，社会福祉協議会が委託を受けることにより相談窓口となる機関である。後見人や成年後見制度を利用している家族等が，後見開始時だけでなく，後見開始後も継続的に相談できる身近な窓口として利用できる機関である。また，成年後見制度を利用すべき方に身寄りがない場合は，行政が申立てをすることも多いが，まだまだ申立てを必要とする人が多数潜在していると見ており，中核機関の設立により制度の利用に繋がればよいと考えている。

○　中核機関は，なるべく狭い地域単位での設立がよい。また，中核機関を活用するために，情報がスムーズに集まるシステムが望ましい。

○　裁判所としても，できる限り早く制度利用者のための窓口の設立が望ましいと考えているが，それについては行政機関にお願いするしかない。裁判所は意見交換会等を通して引き続き制度の利用促進や中核機関の設立に向けて有効な情報を提供していく予定である。

○　行政の職員が制度を理解していないため，申立てに至らないケースが多い。リーガルサポートとしても関係者へのサポートがもっと必要だと感じている。

○　弁護士会は，週１回の高齢者等に関する電話無料相談で申立事案を発見できた。電話相談の広報活動にも力を入れたい。

5　次回のテーマ

「少年事件の補導委託」をテーマとすることで，委員全員が合意した。

6　次回期日

平成３１年５月２４日（金）午後１時３０分

7　閉会